

日本保険学会会則

平成 28 年 10 月 29 日改正

第 1 条（名称）本会は日本保険学会（The Japanese Society of Insurance Science）と称する。

第 2 条（目的）本会は、保険に関する研究と保険研究者相互の協力とを促進し、かつ、国内および国外の関係学会または関係団体との連絡および協力を図ることを目的とする。

第 3 条（事業）本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 研究発表および意見交換のための年次大会の開催
- (2) 研究部門単位または地域単位の部会活動
- (3) 機関誌その他保険の研究に関する印刷物の編集・発行
- (4) 前各号のほか、理事会において必要と認めた事業

第 4 条（会員の種類）本会の会員は、普通会员、賛助会員および名誉会員とする。

- (1) 普通会员 大学その他の教育・研究機関において保険に関する講義・研究を担当する者および保険の研究に関心をもつ者
- (2) 賛助会員 保険会社、保険に関する法人、団体またはこれらに準ずるもの
- (3) 名誉会員 本会の発展に対し顕著な功績のあった者

第 5 条（会員の入会および推薦）普通会员または賛助会員となることを希望するものは、普通会员 2 名（うち少なくとも 1 名は役員その他の評議員）の紹介により理事会に申込み、その承認を得るものとする。

2. 名誉会員は、理事会の推薦により、総会において決定する。

第 6 条（学会への出席・研究報告等）会員（賛助会員の場合は、その代表者）は、年次大会および部会に出席し、研究報告をすることができる。

2. 会員は、本会の機関誌その他の刊行物の無償配布をうける。ただし、特殊の出版物については、このかぎりでない。

第 7 条（会費）普通会员および賛助会員は、毎年 4 月（5 月以後入会したものは、その年に限り、入会の時）に、それぞれの所定の会費を納付しなければならない。

2. 会費の額は、評議員会の議を経て、理事会において決定する。

第 8 条（退会）退会を希望するものは、理事会にその旨を書面で申出なければならない。

2. 会費を滞納したものは、理事会において、退会したものとみなすことができる。

第 9 条（除名）会員に本会の名誉を傷つける行為があったときは、総会の決議により、その者を除名することができる。

第 10 条（役員）本会に次の役員をおく。

- (1) 理事 20 名以内 理事のうち 1 名を理事長とする。常務理事若干名をおくことができる。
- (2) 監事 3 名以内

第 11 条（役員の選任）役員は、総会において選任する。

2. 役員候補者は、総会が別に定めるところにしたがい、役員・評議員候補者選考委員会が選考する。
3. 理事長および常務理事は、理事会において互選する。

第12条（役員の任期） 役員の任期は、就任後2回目の定時総会の終了までとする。

2. 前項の期間の途中で選任された役員の任期は、他の役員の任期の終了と同時に終了する。
3. 理事の任期は、連続して6期12年を超えてはならない。
4. 理事は、満65歳に到達する会計年度に開催される定時総会の日をもって定年とする。

第13条（理事長） 理事長は、本会を代表する。

2. 理事長に故障があるときは、あらかじめ理事長の指名した他の理事がその職務を代行する。
3. 理事長の任期は、連続して2期4年を超えてはならない。

第14条（理事会） 理事は、理事会を組織し、会務を執行する。

2. 理事会は、常務理事に常務の執行を委任することができる。
3. 理事長は、事業年度に4カ月を超える間隔で2回以上理事会を開催し、自己の職務の遂行状況を報告しなければならない。
4. 理事会は、理事の過半数の出席によって成立する。
5. 理事会の議決は議長を除く委員の過半数をもって行い、可否同数の場合は、議長が決する。
6. 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について議決に加わることができる理事の全員が書面もしくは電磁的記録の方法により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。
7. 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

第15条（監事） 監事は、会計および会務執行の状況を監査する。

2. 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

第16条（委員） 理事会は、会務執行のため、普通会员の中から次の委員を委嘱する。

- (1) 庶務委員4名以内
- (2) 編集委員6名以内
- (3) 関東部会委員6名以内
- (4) 関西部会委員4名以内
- (5) 九州部会委員3名以内

2. 理事会は、必要に応じ、前項各号以外の委員を委嘱することができる。

第17条（評議員） 本会に50名以内の評議員をおく。

2. 役員は、評議員を兼ねるものとする。
3. 評議員は、総会において選任する。
4. 評議員候補者は、総会が別に定めるところにしたがい、役員・評議員候補者選考委員会が選考する。
5. 評議員の任期については、第12条の規定を準用する。

第18条（評議員会） 評議員は、評議員会を組織する。

2. 評議員会は、理事会から諮問された事項について審議する。

3. 評議員会は、評議員の過半数の出席によって成立する。
4. 評議員会の議長は、評議員の互選により選出する。
5. 評議員会の議決は議長を除く委員の過半数をもって行い、可否同数の場合は議長が決する。
6. 評議員会の議決について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることはできない。

第 19 条（総会）総会は、普通会員をもって構成する。

2. 理事会は、会務を報告し、重要事項を審議するため、毎年 1 回定時総会を招集しなければならない。
3. 理事長は、必要があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。
4. 理事長は、普通会員 100 名以上の者が会議の目的である事項を示して請求したときは、臨時総会を招集しなければならない。
5. 理事長は、前三項の場合において、総会開催の日時および場所ならびに会議の目的である事項をあらかじめ普通会員に通知しなければならない。
6. 総会の議長は、出席会員の中から選出する。

第 20 条（総会の決議の方法、議決権）会員の議決権は平等とする。

2. 総会の決議は、この会則に別段の定めがある場合を除き、出席会員の過半数による。
3. 可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 21 条（会則の変更）この会則は、総会において、出席会員の 3 分の 2 以上の同意がなければ、これを変更することができない。

第 22 条（本会の解散）本会は、総会において、出席会員の 3 分の 2 以上の同意がなければ解散することができない。

第 23 条（会計年度）本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 24 条（細則）本会の事務執行に必要な細則は、理事会において定める。

第 25 条（事務所）本会の事務所は、当分の間、公益財団法人生命保険文化センター内におく。

第 26 条（年間購読者）本会の機関誌の継続購読を希望するものに対しては、実費を徴して配布することができる。

第 27 条（施行日）この会則は、昭和 49 年 10 月 19 日から施行する。

付：役員・評議員候補者選考委員会および選考委員候補者の選考等に関する規則

（平成 19 年 10 月 27 日制定、平成 28 年 10 月 29 日一部改定）

第 1 条（規則の制定）日本保険学会は、会則第 11 条第 2 項および第 17 条第 3 項の規定に基づき、役員・評議員候補者選考委員会および同委員候補者の選考等に関する規則を定める。

第 2 条（選考委員候補者の選考）役員・評議員候補者選考委員会（以下、「選考委員会」との委員（以下、「選考委員」という。）の候補者（以下、「選考委員候補者」という。）は、理事会の諮問に基づき、企画委員会が、理事、評議員としての活動実績があり、かつ、学会活動に特に深い関心と見識を有する者のなかから 6 名を選考し、その結果を理事会に報告する。理事長は、選考委員候

補者になることはできない。

2. 企画委員会は、原則として次の各号に定める事項を考慮して、前項の選考を行う。

- (1) 選考委員候補者は、理事から3名、役員でない評議員から3名とする。
- (2) 選考委員候補者は、商学・経営学・経済学等の分野から3名、法学の分野から2名、実務家から1名とする。
- (3) 選考委員候補者は、実務家の1名を除き、関西部会および九州部会から2名
その他から3名とする。

第3条（選考委員の選任等） 理事会は、前条の選考委員候補者を理事長に推薦し、理事長は、役員改選が行われる年度の前年度の定時総会において、その候補者を選考委員に選任することを諮らねばならない。

2. 選考委員の任期は、総会で選任された時から前項の定時総会の2年後の定時総会が終了する時までとする。選考委員は、連続して再選されることはできない。

3. 選考委員に欠員が生じたときは、第2条の定めによる。

第4条（選考委員会） 選考委員会は6名で構成し、役員候補者および役員でない評議員候補者を選考する。

2. 選考委員会に委員長1名をおく。
3. 委員長の選出は、選考委員の互選による。
4. 委員長は、選考委員会を招集し、その議長となる。
5. 委員長は、選考委員会の議を経て役員候補者および役員でない評議員候補者案を作成し、理事長に提出しなければならない。

第5条（運営細則） この規則の運用に関して定めがない事項は、理事会が決定する。

第6条（付則） この規則は、定時総会の承認があった年の4月1日から施行する。

2. 平成14年10月26日制定の役員候補者選考委員会内規は、廃止する。

※この規則制定の理由（平成19年10月27日）：

役員候補者および役員でない評議員候補者の選任は、本学会にとってきわめて重要であるが、そのためには、選考委員候補者の選考が明確化され、かつ、透明化される必要がある。ところが現行の平成14年10月20日制定の役員候補者選考委員会内規には、選考委員候補者の選考の定め等がない。したがって、所要の改正を加えて同内規に代わる新しい規則を制定する。

平成28年10月29日改定趣旨

- ①現行規則の名称「役員等候補者選考委員会および選考委員候補者の選考等に関する規則」を会則にあわせて「役員・評議員候補者選考委員会および選考委員候補者の選考等に関する規則」に改定した。
- ②第3条第2項において、「選考委員の任期は、総会で選任された時から前項の定時総会の翌年の定時総会が終了する時まで」とあったものを「2年後の定時総会が終了する時まで」に改定した。これは、役員・評議員の改選時期以外に役員、評議員に欠員が生じた場合に、選考委員が不在であると候補者の選考が行えず、不便

であることから変更するものである。